



おおなん

だ農 よ業 り委 員 会



目次

農業委員会活動計画…………… 2
女性農業委員の紹介…………… 2
視察研修報告…………… 3
地産地消でガンバル産直市… 4～5

農業生産法人紹介…………… 6
農業活性化支援センター発… 7
産業振興課より・編集後記… 8

2006年7月

第3号

18年度

農業委員会活動計画

短期の活動計画を部会ごとに立案し

実施していくことになりました。

農

政部会活動計画

1. 地産地消の推進

学校給食、公共福祉施設へ地元農産物を利用してもらう為に、問題点を解決する。

2. 都市住民との交流について

実施できるよう問題点を検討する。

3. 町内の条件不利地の農地について

引き続き耕作してもらうためには何が必要か検討する。

農

振部会活動計画

1. 瑞穂地区の農地や施設の見学

10月に瑞穂地区で、午前中農業委員会を行い、午後見学を行う。

2. 遊休地・休耕地の調査

調査票を作成して、現地調査・所有者への聞き取りを行い、遊休地の利用促進と、マップ作成に取り組む。

3. 農業体験と田舎ツーリズムの推進

農業体験を主体とした田舎ツーリズムについての研究及び、田舎ツーリズムに取り組む農家の支援。

4. 集落営農及び利用権設定の推進

農業委員は、利用権設定用紙を用意して、貸し手、借り手共に利点のあることを説明する。

女性農業委員の紹介

現在二名の女性農業委員が活躍しています。



瀧田 静子

担当 吉原丸子自治会
福原自治会

農業委員一年生

昨年議会推薦を受け農業委員になりました。「女性農業委員の力でいきいきと輝く農業農村の実現を」と任かされていますが、雰囲気異なる会合に席をおかせていただくだけで精一杯です。

島根県女性農業委員の研修会があり出席しました。県下に女性農業委員の方が十三名いらっしゃる事を知りました。参加されている方は、どなたも手さぐりで会に力を入れているようでした。

私も地域農業の盛り上げ役に少しでも手伝いが出来れば良いと思っています。



河野 朋子

担当 上口羽地区
戸河内地区

農業委員の一人として

昨年議会の推薦を頂き農業委員の一人として参加させてもらっています。

男社会の中に入るといいう事はこれまで経験した事のない事項、条例に戸惑いや緊張感を持ち会議に臨んでおります。

私達女性が加わる事に依り女性の目から見た農業、食農教育等も提案し行動もして行きたいものです。農業に対する政策の厳しい今日しだいに豊かな農村を伝えるため女性の日々の中から培われた英知を町政に提言して行く事が大切であると思います。そのため皆様方よりお声をお寄せいただきたくと願っております。どうか御指導の程お願い申し上げます。

視 察 研 修 報 告

邑南町農業委員会では、二月二十三日・二十四日、大分県宇佐市安心院町の「グリーンツーリズム」と、大分県日田市大山町の「産物の直売所経営」を視察研修しました。二地域とも、全国から視察に訪れる先進地であり、大変参考になりました。

一 安心院町のグリーンツーリズム

民宿でない民泊を行政主導で取り組み、町内の古民家を活用して、農業体験や、昔からの豆腐、味噌、うどん等の加工体験を売り物にして顧客を呼び込んでいます。

視察した家は、一〇〇年以上経っている古民家で、土蔵に、いろりを作るなど工夫が見られる。加工体験は、八〇歳を過ぎたおばあちゃんが担当し、うどん作りが好評とのことで、高齢者の生きがいにもなっています。

年間六〇〇人の宿泊があるとのこと、主として福岡市からの客であるが、大阪、東京方面から訪れる客もあり、一週間滞在する例もあります。

会員は十六軒であるが、少しずつ増加しており、各家が特徴のあるものを売りにして、当初は、行

政を通じての申し込みであったが、最近ではリピーターの直接の予約も多くなっています。

邑南町で取り組む「田舎ツーリズム」も当初は行政が主体となっていて育成する必要があると思いました。



二 大山町の産物直売 木の花ガルトン

梅、栗を植えてハワイへ行こうと昭和三十六年、農協組合長兼町長が始めた農業改革が実つていて、視察時にも二十五名の町民がハワイ旅行中とのことでした。

邑南町と同じ様な山村で、一億円を超える産品が九品目もあるのは驚きです。町は合併をしても、人口四、〇〇〇人の農協は合併しないで収益が上がっています。有機栽培の産品を、地元で添加物、着色料を使用しないで加工して、付加価値を高めて、直売店「木の花ガルトン」で販売しています。

直売店にはレストランが併設されており、メニューは、地元の食材を使った野菜中心のバイキング方式です。木の花ガルトンの売り上げは十五億三千万円もあり、福岡市、別府市等に六支店があります。



す。町内には水田が多数見受けられるが、農協の売り上げには米がなく、すべて地元で消費するからです。農協、行政の一体となった指導により、多品目、少量生産、高付加価値販売で、直売店へ出荷した産品が残っても、食材として買い上げてくれるのも生産者には有利です。

邑南町でも、行政、農協、生産者が一体となって、長期計画の基に全国に通用する産品を数点開発することが望まれます。スローフードの町宣言をして、町全体で有機栽培に取り組みのも一案と思います。

産直市

第1回

産直市みずほ



平成十六年十月二十三日、旧瑞穂町農家の夢と希望を託し、道の駅瑞穂併設の「産直市みずほ」をオープンし、開店以来出荷者も三百八十名まで順調に増加し、出荷農家にとって農業所得向上になくてはならない存在となっています。

島根県下でも、一億円以上の売上のある産直市は三カ所だけで、中国山脈のど真ん中で、ここまでこれたのは消費者の皆様に支持された結果だと思っています。

四百名近くの出荷者のみなさんが、丹精込めて作った作物が、目の前で喜んでお買い求めいただける喜びを共有し、毎月十日には努力した証しが農協の通帳に振り込まれ、生き甲斐を感じていられることだと思っています。

現在最高齢出荷者は八十五才。来年は、あれを作ろうこれを作ろうと歳をとるひまの無い元気でいます。それぞれに喜びながら目標をもって生涯現役で頑張っていこうという姿にふれるとき産直市の役割は単に収入の向上以上に地域活性化の大きな原動力として役立っていると思います。

又、給食センター、保育所をはじめ瑞穂地区五ヶ所に毎日野菜を納品しており、地産地消の推進や食農教育からも重要な役割を担っています。

ています。年間三百万円の売上では収支はマイナスとなりますが、将来的なことも考えて継続していこうと思っています。幸い国道261号線で広島から一時間・大田から一時間と、トイレ休憩の最適地に位置し、土日祭日は狭い駐車場は空き待ちの車が多く、駐車場がもっと広ければ、売上も増え、地域農業の発展に寄与出来る事と思っています。

「産直市みずほ」は現在、広島市民を中心に（推定六十％）予想以上に多くのご利用をいただいています。急変する諸事態に対応しながら、役員の皆さんはこの春まで七転八倒、毎夜検討を重ねて参りました。今後とも希望の参る「産直市みずほ」を

築くため、経営の安定化と同時に、生産者のみなさんが喜んで出荷いただき地域活性化に、いかにしてつなげる事が出来るか、課題は山積して



おります。

昨年十二月、産直市みずほ企業組合として法人化し今年四月より「道の駅瑞穂」の管理指定を受け、産直市の発展を軸に、邑南町の玄関として事業を展開していく事となりました。今後体験農業や地域の優れた人・文化・もの・自然・商工業等を含め地域の情報発信事業にも、役員・職員一丸となって取り組み、基幹産業である農業の発展と邑南町全体の発展に寄与して参りたいと思っています。

「産直市みずほ」の概要

【運営主体】

産直市みずほ企業組合

理事長 柳川 圭次

・出荷者総数

十八年五月現在 三七九名

【開設状況】

・運営時間

産直市 午前九時～午後六時

道の駅 午前七時～午後六時

・休日

産直市 正月二日休業

道の駅 年中無休

【施設】

売り場面積 一四八㎡

【売上状況】（平成十七年実績）

・産直市

売上 一億千百十三万円



地産地消でガンバル 現在の状況について

生涯現役



田所地区
日野マサ子さん
(84才)

最高齢出荷者の日野マサ子さんにお話を聞きました。

今日天気が良いから手押車で産直市へハブ茶を持って行こうかのう。

腰の痛さをガマンして店に着くと、話し相手はおるし、お客さんはハブ茶について聞いてくるし、ボケ防止には一番良い。

明日はほうれん草にしようかのう！家の前の畑の草取もせにややれんし忙しいことよのう。

でもお客さんのことを思うと自然に体が動く、産直市は元気の源とマサ子さん。

今日も「無理すんな！」と帰省中の長男が叱る。

しかしやはり楽しいと精を出す。笑顔のかわいいマサ子さんでした。

バスに乗って産直市に出荷



高原地区
石原 菊江さん
(74才)

「今日もエンドウ、キャベツ、二十日大根をもっていってきただですよ。作物をつくる土に感謝しているんです」と話す菊江さん。十四アールの畑で毎年二十種類以上の野菜をつくっています。

車をもたない菊江さん。出荷の方法は町営バス。「私ら年寄り片道百円ですから、往復でも二百円。だからバスに乗って出荷もできるんです」。友人から譲ってもらった大きめのリュックを背負って。

「自分で行けるあいだは行こうと思っっているんです。なにより行ったら、いろんな人と話ができるし、野菜も見ることができる。同じ野菜でも、つくる人によって違う。それを勉強するのも面白い」九年前ご主人を亡くされた菊江さん。以来暮らしを支えてきたのが、作物をつくりだす畑です。

「精神的にもゆとりを持って生きていきたい。気持ちちは六十代ですよ」

今日も畑にたち、元気です。

組合長あいさつ



組合長
柳川 圭次

オープン以来多くの皆様に来店していただき誠にありがとうございます。

四月より道の駅瑞穂も産直市みずほ企業組合が運営することとなりました。

二つの店を融合しながら邑南町の広島方面への窓口として、情報発信も含めた総合的な役割を担っていききたいと思っています。

又産直市をメインに農業振興について、小量多品目生産による遊休農地の活用、団塊世代を対象にした体験農園の開設等これから進めていきたいと思っています。

これからも魅力ある楽しめる施設として、役職員一同努力してまいりますのでご利用いただきますようお願いいたします。

農業生産法人紹介

農事組合法人『ファーム布施』

今年で三年目を迎えたファーム布施（長谷川諄之輔代表）。布施二集落を対象とした集落型の農事組合法人です。経営は水稻主体です。今年も十二・八ヘクタールの植え付けをすませました。



○経営規模・組織体制は

十四ヘクタール。組合員十八人、理事七人。総務部、機械部、営農部、会計で組織。

○ファームの施設、機械は

倉庫、ライス棟、育苗ハウス。

トラクター（33馬力）一台、田植機（5条）一台、播種機一台、コンバイン（3条）一台、乾燥機二台、籾摺機一台、フォークリフト一台、精米機一台。他に、作業が集中し多忙な時は、各組合員がもっているトラクター、田植機、コンバインをリースします。

○今年の作付けは

コシヒカリ八・七ヘクタール（うちハーブ米一・八ヘクタール）、ハナエチゼン二・四ヘクタール、キヌムスメ一・七ヘクタール。全量農協出荷になります。

○水管理、畦・土手草刈り、防除は

各組合員が担当を決めて管理しています。草刈りは年三回。動力噴霧機二台による共同防除です。

○今後の課題は

米以外の有力な転作作物も何とか模索していくこと。用水路や排水路の改善もやっていきます。

法人化し、これまでやってきたことについて、長谷川代表は「自分でできない農地が荒れない。その心配がなくなる。このことは農家の安心につながっています。集落や集落の農地を守っていくうえで、大きな役割を果たしていると思います」。

ファームをつくってから、新しい動きも起



こっています。都市に住んでいる地元出身の青年たちが、農繁期や休日帰ってきて、ファームの人たちといっしょに汗を流す姿が見られるようになったことです。機械が使えらるとか共同作業が面白いとか思っているいろいろですが、地域に活力を与えていることは確かです。

長谷川代表は「今後、この法人を継続、発展させていくためには、再生産できる米価の維持、中山間地直接支払いはどうしても必要です」と話しています。

※表紙写真の説明

（上）高原保育園では、昨年につづいて、バケツ稲づくりにとりくんでいます。今年も園児たちが古代米（赤米）を植え付けました。秋には収穫して、みんなでいただきます。

（下）高原保育園の園児たちが、高原地区入野集落でアイガモ農法をやっている岩根英則さんの田んぼに見学に行ってきました。「かわいい」触ってみました」と歓声をあげていました。

邑南町農業活性化支援センター発

残留農薬のポジティブリスト制度とその対策 (平成18年5月29日施行)

ポジティブリスト制度とは？

ポジティブリスト制度とは、残留基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度です。規制の対象となる食品は加工食品、農作物などを含む全ての食品となります。

ポジティブリスト制度の施行後は、これまで農薬等の残留基準が決められていなかった農作物等についても一定量の基準が設定されます。この基準を超える農薬等が含まれる場合には販売等が禁止されます。

正しく使って正しく記帳！
生産履歴は安全・安心への
道しるべ！



一定量とは？

一定量とは人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量（以下「一律基準」という）です。この一律基準は、0.01ppmという数値が設定されました。

対策は？

農薬散布前に必ず確認しましょう。

下記の項目の前にある
□にチェックを入れて
確認できます。



農薬飛散防止のために

チェック項目

立地条件・散布条件の確認！

- ☐ 周りは他の作物を栽培している圃場ですか？
- ☐ 近くに貯水池や川などの水系はありませんか？
- ☐ 風の強さはどうですか？

接近作物の確認！

- ☐ 隣接した圃場に収穫間近の他の作物はありませんか？
- ☐ 遮蔽シート・ネットなどは使っていますか？

散布器具の確認！

- ☐ 散布器具のノズルは飛散低減タイプですか？
- ☐ 散布圧力や風量は調節しましたか？

散布方法の確認！

- ☐ 調整した散布液は適切な量ですか？
- ☐ 作物のない方向に散布してはいませんか？
- ☐ 散布器具は作物に近づけて散布していますか？

対策

作物や収穫日を確認
散布方向や風向きに気をつける
風が強い時は散布をしない

散布日を変える等調整する
きちんと張られているか確認

作物に合わせて選ぶ
圧力を上げすぎず、風量は絞る

必要以上の散布は避ける
ノズルの方向に注意する
できるだけ作物に近づける

農薬適正使用のために！

チェック項目

- ☐ 散布する作物は農薬ラベルの適用作物に入っていますか？
- ☐ 農薬の定められた使用方法を守っていますか？
- ☐ 使用する予定の防除機・器具に不具合はありませんか？
- ☐ 水田での散布では圃場外に流出しないようにしましたか？
- ☐ 農薬を触れた手で収穫物を扱っていませんか？
- ☐ 散布記録を残しましたか？

対策

適用のない作物には使用しない
使用量・希釈倍数・使用期限・成分ごとの総使用回数は必ず守る
日ごろの管理を徹底し、使用後は洗浄をする
止め水をしっかりする
農薬を使ったあとは、手を洗う
圃場・作物ごとに、散布月日・農薬名・散布濃度・量を必ず記録する



邑南町における農地法に関する申請状況 (H17年7月～H18年6月) 件数

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
農地法第2条	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2	1	0	7
農地法第3条	1	5	3	1	3	4	4	4	6	3	4	3	41
農地法第4条	3	3	6	0	2	3	3	3	3	3	3	0	32
農地法第5条	2	2	5	0	0	9	4	3	3	4	1	0	33
申請合計	6	10	14	2	5	18	11	11	12	12	9	3	113

農地法第2条 非農地証明

農地法第4条 農地転用

農地法第3条 農地の所有権移転

農地法第5条 所有権移転等（貸借権設定他）を伴う農地転用

農地を農地以外に利用する事例を紹介します!!

「もし、農地を農地以外に利用や使用しなければならない時は、県知事の許可が必要となります。」その手続きについて紹介します。

◎自宅近くの水田や畑に墓地を建設される場合には、

- ①その場所が農業振興地域の場合は、農業委員会へ農用地区域の変更申込書を提出してください。申請用紙は、産業振興課にありますのでお申し出ください。
同時に町民課へ墓地建設申請を行ってください。

※申請書を提出される時には、登記簿謄本も持参してください。（法務局で発行しています。）

【重要】申請される土地が『中山間地域等直接支払制度』の区域に入っているかどうかを確認してください。（役場 産業振興課・各支所でも確認できます。）もし、入っていたら申請書の受理はできません。

- ②農業振興地域除外申請は、4月と10月に半年分を農業委員会で審査し、県知事へ申請します。
- ③約1ヶ月間の審査後（現地確認等）、協議結果がでます。（ただし、期間は見込です。）
- ④協議結果後、役場において申請地番の縦覧等を45日間行います。
- ⑤異議等がなかったことを県知事に申請し、除外申請の同意を得ます。
- ⑥県知事の同意を得てから、申請者の方に申請許可通知を送付します。
- ⑦許可通知を受け取った申請者の方は、農地法第4条・第5条の転用許可申請を行ってください。
自分の土地に建設する場合。～第4条申請
他の人から土地を購入して建設する場合。～第5条申請
⇒申請されてから許可通知が届くまでに、2ヶ月の日数が必要になります。計画・準備は早めにしていただき、許可を得てから工事にかかりましょう。

お知らせ

次号より掲載いたします短歌・川柳を募集しています。作品は農業委員会事務局までお送りください。

編集後記



5月のゴールデンウィーク以降、気温もだんだんと上昇してくる頃に、雨が多く曇りの日が続き西日本・東日本とも日照不足、又台風が近づくこれから農作物の生育が非常に心配になります。この異常気象、秋の収穫時はどうなる事やら？

さて、農業委員会だよりも、邑南町になってから3回目の発刊となりました。瑞穂・石見・羽須美各編集委員で、地元で頑張っておられる新規就農者の方々、法人等での紹介をしてきました。

これからも、農家の皆様のお役にたつ情報をとりあげていきます。

皆様に喜ばれる《農業委員会だより》目指します!!